

議案第44号

つくばみらい市同意企業立地重点促進区域における緑地面積率等を定める条例の一部を改正する条例

つくばみらい市同意企業立地重点促進区域における緑地面積率等を定める条例（平成22年つくばみらい市条例第15号）の一部を次のように改正する。

題名中「同意企業立地重点促進区域」を「工場立地特例対象区域」に改める。

第1条中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に、「第10条第1項」を「第9条第1項」に、「同意企業立地重点促進区域」を「工場立地特例対象区域」に改める。

第3条の本文中「同意企業立地重点促進区域」を「工場立地特例対象区域」に改め、同条の表区域の種別の項中「同意企業立地重点促進区域名」を「工場立地特例対象区域名」に改め、乙種区域の項中「筒戸東地域」を「筒戸東地区  
福岡工業団地」に改める。

附則第2項及び第3項中「同意企業立地重点促進区域」を「工場立地特例対象区域」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年8月30日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

提案理由

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、つくばみらい市同意企業立地重点促進区域における緑地面積率等を定める条例の一部を改正するものです。また、工場立地特例対象区域に土地区画整理事業として行う「福岡工業団地」を追加するものです。

つくばみらい市同意企業立地重点促進区域における緑地面積率等を定める条例(平成22年つくばみらい市条例第15号)新旧対照表

改正案				現行			
つくばみらい市工場立地特例対象区域における緑地面積率等を定める条例 (趣旨)				つくばみらい市同意企業立地重点促進区域における緑地面積率等を定める条例 (趣旨)			
第1条 この条例は、 <u>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律</u> (平成19年法律第40号。以下「法」という。)第9条第1項の規定に基づき、本市の <u>工場立地特例対象区域</u> における製造業等に係る工場又は事業場の緑地面積率等について、工場立地法(昭和34年法律第24号)第4条第1項の規定により公表された工場立地に関する準則(平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。以下「法準則」という。)に代えて適用すべき準則を定めるものとする。 (緑地面積率等)				第1条 この条例は、 <u>企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律</u> (平成19年法律第40号。以下「法」という。)第10条第1項の規定に基づき、本市の <u>同意企業立地重点促進区域</u> における製造業等に係る工場又は事業場の緑地面積率等について、工場立地法(昭和34年法律第24号)第4条第1項の規定により公表された工場立地に関する準則(平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。以下「法準則」という。)に代えて適用すべき準則を定めるものとする。 (緑地面積率等)			
第3条 <u>工場立地特例対象区域</u> における緑地面積率等は、次の表のとおりとする。				第3条 <u>同意企業立地重点促進区域</u> における緑地面積率等は、次の表のとおりとする。			
区域の種別	工場立地特例対象区域名	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合	区域の種別	同意企業立地重点促進区域名	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
乙種区域	福岡地区工業専用地域 筒戸工業地域	100分の5以上	100分の10以上	乙種区域	福岡地区工業専用地域 筒戸工業地域	100分の5以上	100分の10以上

筒戸東地区  
福岡工業団地

附 則

(既存工場等に係る面積の算定)

- 2 次項に定める場合を除き、昭和49年6月28日に設置されている又は設置のための工事が行われている工場立地法第6条第1項に規定する製造業等に係る工場又は事業場(以下「既存工場等」という。)が工場立地特例対象区域の範囲内に存する場合であって、当該既存工場等において、生産施設的面積の変更(生産施設的面積の減少を除く。以下同じ。)が行われるときは、第3条の表に定める割合に適合する緑地及び環境施設的面積の算定については、法準則の(備考)第1項第2号及び第3号の規定を準用する。この場合において、同項第2号中「0.2」とあるのは「0.05」と、同項第3号中「0.25」とあるのは「0.1」と読み替えるものとする。
- 3 法準則別表第1の上欄に掲げる2以上の業種に属する既存工場等が工場立地特例対象区域の範囲内に存する場合であって、当該既存工場等において、生産施設的面積の変更が行われるときは、第3条の表に定める割合に適合する緑地及び環境施設的面積の算定については、法準則の(備考)第3項第1号及び第2号の規定を準用する。この場合において、同項第1号中「0.2」とあるのは「0.05」と、同項第2号中「0.25」とあるのは「0.1」と読み替えるものとする。

筒戸東地域

附 則

(既存工場等に係る面積の算定)

- 2 次項に定める場合を除き、昭和49年6月28日に設置されている又は設置のための工事が行われている工場立地法第6条第1項に規定する製造業等に係る工場又は事業場(以下「既存工場等」という。)が同意企業立地重点促進区域の範囲内に存する場合であって、当該既存工場等において、生産施設的面積の変更(生産施設的面積の減少を除く。以下同じ。)が行われるときは、第3条の表に定める割合に適合する緑地及び環境施設的面積の算定については、法準則の(備考)第1項第2号及び第3号の規定を準用する。この場合において、同項第2号中「0.2」とあるのは「0.05」と、同項第3号中「0.25」とあるのは「0.1」と読み替えるものとする。
- 3 法準則別表第1の上欄に掲げる2以上の業種に属する既存工場等が同意企業立地重点促進区域の範囲内に存する場合であって、当該既存工場等において、生産施設的面積の変更が行われるときは、第3条の表に定める割合に適合する緑地及び環境施設的面積の算定については、法準則の(備考)第3項第1号及び第2号の規定を準用する。この場合において、同項第1号中「0.2」とあるのは「0.05」と、同項第2号中「0.25」とあるのは「0.1」と読み替えるものとする。